

生駒市規則第 6 号

生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

令和 3 年 3 月 2 9 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則の一部を改正する規則  
生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則（平成 2 4 年 6 月生駒市規則  
第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 レスリングマットの項の次に次のように加える。

スポットクーラー（固定式のものに限る。）	1 台 1 時間につき 3 1 0 円
気化式大型冷風機	1 台 2 1 0 円

別表第 4 備考第 2 項を次のように改める。

- 2 スポットクーラー（固定式のものに限る。）及び夜間照明を使用する場合  
において、使用の単位時間に端数が生じたときは、単位時間の使用があっ  
たものとみなす。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。